

令和6年度
第2回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年5月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第2回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和6年5月15日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和6年5月24日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和6年 5月24日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和6年 5月24日 13時31分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 11名 欠席 8名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	竹田 憲治	○	11	中村 一彦	▲
	2	田村 昭雄	▲	12	竹田 和夫	○
	3	阿部 正光	▲	13	工藤 嘉充	▲
	4	菊田 健生	▲	14	古川 美枝子	○
	5	熊澤 威人	○	15	向久保 勉	▲
	6	小山田 和義	○	16	山本 範夫	○
	7	國司 功	▲	17	大森 直子	○
	8	松村 勝彦	▲	18	三浦 美恵子	○
	9	吉田 晃	○	19	立柳 優	○
10	高橋 栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 14番	古川美枝子	議席番号 16番	山本範夫
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	工藤紀之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主任	畑肇		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号2番田村昭雄委員、仕事のため、議席番号3番阿部正光委員、仕事のため、議席番号4番菊田健生委員、仕事のため、議席番号7番國司功委員、体調不良のため、議席番号8番松村勝彦委員、所用のため、議席番号11番中村一彦委員、仕事のため、議席番号13番工藤嘉充委員、仕事のため、議席番号15番向久保勉委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中11名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第2回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中11名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、14番 古川美枝子 委員、16番 山本範夫 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第3回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第3回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、1項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 6 年 5 月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 6 年度第 2 回総会について

3 項目め。令和 6 年度就農相談会（第 1 期）アドバイザーの派遣について

以上、3 項目の内容について、事務局から説明を行いましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より「3 項目め」の説明を行う事としております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、6 月 10 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員から 1 件の意見が出され、運営委員の間で情報交換が行われました。

続いて、立柳会長より、1 件の情報提供が行われました。

次のページの左上、6 推進委員改選の取り組みについてとなります。

1 項目め。再募集状況の報告（途中経過）及び対策についてとなります。

運営委員会の前日まで受け付けた、募集状況の説明を行いました。

なお、立柳会長より出された発言内容を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

2 項目め。その他は特にありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 6 年度第 3 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 6 年 5 月 24 日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第 3 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 6 ページをご覧ください。

令和 6 年 4 月 25 日から令和 6 年 5 月 23 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番から、かた括弧 5 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 5 月 16 日の木曜日でございます。8 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の9番委員吉田晃委員、農業委員の10番委員高橋栄光委員、推進委員の西根南地区の5番委員松村芳明委員、推進委員の松尾地区の7番委員小原ふく子委員、推進委員の安代地区の4番委員三浦隆委員の5名でございます。

また、事務局からは工藤事務局長と畑主任と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和6年4月16日から令和6年5月15日までの間で、あっせんの申出は5件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は6件です。

申請番号1：野駄第8地割、田、558平方メートルを含む12筆7,002平方メートルです。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号2：大更第24地割42、田、2,249平方メートルです。公売による所有権の移転です。申請地は保全されており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号3：田頭第3地割165、田、1,178平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで遊休農地化しておりましたが、譲受人より、草木を伐採して耕起し、野菜を作付する予定であることを確認しております。

申請番号4：帷子第2地割33-5、畑、1,322平方メートルを含む5筆13,834平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利取得後は牧草を作付する予定です。

申請番号5：帷子第2地割33-8、畑、4,319平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が申請地近くの農家に依頼して保全管理しており、権利取得後は牧草を作付する予定です。

申請番号6：上関第3地割61-2、田、829平方メートルを含む2筆2,324平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が申請地の近隣農家に貸付して水稻が作付されておりましたが、賃貸借契約を解約のうえ、譲受人に贈与するものであります。権利取得後は水稻を作付する予定です。

申請筆別明細は3ページのとおりです。併せて、関係資料の1ページ及び2ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 吉田晃 委員にお願いします。

9番（吉田委員）

9番 吉田晃です。

申請番号1番ですが、位置は、八幡平市役所から半径約2.1km以内に点在しています。現況は、田は保全及び水を張っております。

申請番号2番ですが、位置は、西根中学校から南へ約70m以内の地点です。現況は、田は保全されております。

申請番号3番ですが、位置は、田頭小学校から南へ約600m以内の地点です。現況は、田は遊休農地化しております。

申請番号4番ですが、位置は、寺田小学校から南東へ約2.1kmの地点です。現況は、畑は保全されております。

申請番号5番ですが、位置は、寺田小学校から南東へ約2kmの地点です。現況は、畑は保全されております。

申請番号6番ですが、位置は、西根第一中学校から東へ約370mの地点です。現況は、田は水を張っております。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料3ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：西根寺田第13地割37-4、畑、273㎡です。現況は、住宅敷地の一部として宅地化しています。申請者は、農地法について把握しておらず、面積が小さく、両側が住宅に挟まれていることなどを理由に平成11年ころから庭として利用していたということです。

申請番号2：上の山139、畑、2,082㎡です。現況は、山林化しています。申請者は、相続するまで土地の現状を知らず、平成9年ころから放置していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 9 番 吉田晃 委員にお願いします。

9 番（吉田委員）

9 番の吉田晃です。

申請番号 1 番ですが、位置は寺田小学校から北東へ約 500m の地点です。現況は、住宅敷地の一部として宅地化しておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は安代インターチェンジから北へ約 800m の地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

いずれの農地も、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 2 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 3 号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 3 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 8 ページをご覧ください。

今月の申請は 53 件で、全件新規の申請です。新規は、賃貸借権設定が 30 件で、そのうち中間管理機構を通した申請が 18 件、使用貸借権設定が 19 件で、そのうち中間管理機構を通した申請が 16 件です。また、所有権移転は 4 件で、全件が中間管理機構を通した申請で、さらに、そのうち 3 件は一時貸付によるもので、貸付 3 年目に所有権移転が行われます。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番～3 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 4 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 5 番～7 番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号 8 番～12 番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 13 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 14 番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号 15 番は、安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号 16 番～21 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 22 番～25 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 26 番～33 番は、松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号 34 番～37 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 38 番～39 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 40 番～43 番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号 44 番～49 番は、安代地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号 50 番～52 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 53 番は安代地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の 18 ページ以降に記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも 旧 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の28ページをご覧ください。今月の案件は2件です。

申請番号1は、地域計画策定区域である田頭第10地割から第15地割の区域内での申請であることに伴い、農用地利用集積等促進計画による申請とするものでございます。田頭第10地割から15地割は、田頭の中村地区として令和6年3月22日に地域計画作成を公告しており、今後、この区域における貸借の設定は、全て「農用地利用集積等促進計画」により進めるものであります。

申請番号2番は、令和5年6月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用配分計画により貸し付けられた農地です。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時31分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第2回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年6月24日

会 長 _____

14番委員 _____

16番委員 _____

令和6年度

第2回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和6年5月24日（金）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第3回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会